

ASEANにおける カーボンプライシングの動向

小林俊也

ASEANにおける カーボンニュートラル への関心の高まり

日本ではカーボンニュートラルに対する取り組みが拡大しているが、ASEANでも同様に関心が高まっており、ASEAN各国政府も目標の策定や政策立案・施行をすでに進めている。2021年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）の開催を契機として、ASEAN各国政府ではカーボンニュートラルやネットゼロの目標を前倒し、あるいは新たに策定するなど、ASEAN主要6カ国のうち5カ国が、図1のように目標を制定している。

ASEAN現地の民間企業も、大手企業や財閥系企業などを中心としてカーボンニュートラルやネットゼロの目標を制定したり、達成に向けた具体的な計画を策定したりする動きが進んでいる。たとえ

ばタイでは、現地の大手財閥系企業のCPグループが2050年までにネットゼロを達成するという目標を掲げており、達成に向けてスコープ1（自社が直接排出するGHG〈温室効果ガス〉）、スコープ2（自社が間接排出するGHG）だけではなく、スコープ3（原材料の仕入れや販売後に排出されるGHG）の具体的な排出量削減計画などを公表している。

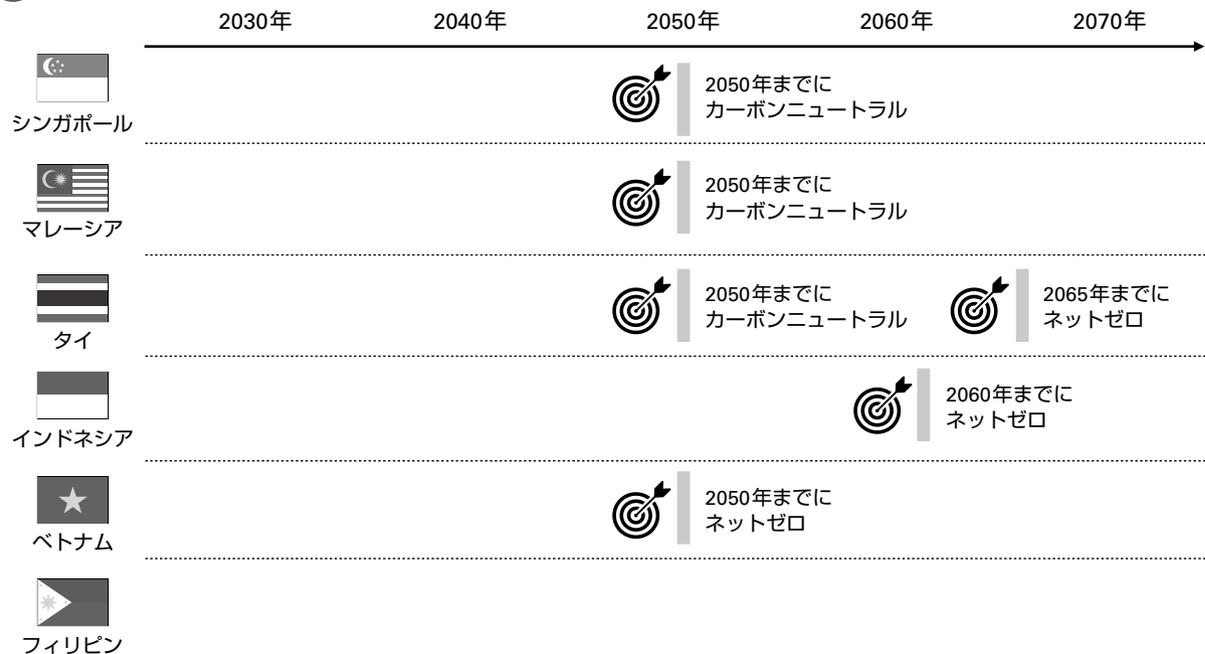
カーボンニュートラルに向けた官民の動きが加速する中で、ASEANにおいて関心が高まっているのがカーボンプライシングである。カーボンプライシングは、企業などが排出するCO₂に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法である。主たる制度としては、CO₂排出量の抑制を目的とした政府による規制制度（炭素税や排出量取引制度）に加え、CO₂の排出量削減を価値と見なして証書

化し、市場を通じて売買取引する制度（カーボンクレジット）があり、ASEANにおいても現地政府による制度設計や民間企業の利活用に向けた動きが活発化している。

前者の規制制度について、まず、排出量取引制度は、政府がCO₂の排出量の上限を設定して、上限を超えそうな企業と上限を下回る企業との間でCO₂の排出量を取引できるものである。炭素税は、CO₂の排出量に応じて当該事業者に課税するものである。いずれも企業の経済活動を制約する制度となっており、導入された場合、事業者は対応に迫られることとなる。

また、カーボンクレジットは、クレジットを購入する企業が自社の事業活動の中で、CO₂排出削減目標量に足りなかった分を賄えることから、企業のカーボンニュートラル達成を後押しする仕組みとなっている。

図1 ASEAN 6 各国におけるカーボンニュートラル（ネットゼロ）の目標



出所) 各国政府のWebサイトおよびニュース記事を基に作成

次節以降では、カーボンプライシングがASEAN各国政府において具体的にどのように制度設計されており、現地の企業がどのような取り組みを行っていくかを見ていく。

ASEANにおける排出権取引 や炭素税の動向

ASEANでは、現時点では、大半の国が排出権取引や炭素税の制度を導入していないが、導入に向けた動きは進んでいる。たとえばタイでは、政府が気候変動法（Climate Change Act）の草案を作成しており、同法では排出権取引制度や炭素税などのカーボンプラ

イシング制度の導入が想定されている。ASEAN各国で排出権取引制度や炭素税などの規制的なカーボンプライシング導入のドライバーとなっているのが、欧米における「炭素国境調整メカニズム（CBAM）」に関する制度である。

この制度は、排出権取引制度や炭素税などを導入しているEU域内で生産される対象製品に課せられる炭素価格に対応した価格を、域外から輸入される対象製品に課すものである。EU域内で支払われる炭素価格と、原産国で支払われている炭素価格に差額がある場合は、EU域内の輸入業者が差額に相当する賦課金を支払うことになっているが、原産国側にとっては、

輸入業者に対して排出量のデータを提供する手間とコストがかかったり、炭素価格差があまりにも大きかったりする場合には、輸入相手国として敬遠される可能性もある。ASEAN各国政府は、CBAMの2026年度以降の施行を見据え、自国でも炭素税や排出権取引の制度を導入することによって、対等な立場で製品を輸出できるような状況をつくらうとしている（図2）。

ASEAN各国は、その一方で、炭素税や排出権取引の導入をする際に自国の炭素価格を高く設定し過ぎてしまうと、自国産業の経済活動の停滞にもつながりかねないことを懸念している。今後もCBAM

への対応に迫られつつ、自国の経済成長を維持できるように、慎重に炭素税や排出権取引の制度設計を検討していくことが望まれる。

ASEANにおける カーボンクレジットの動向

上記の排出量取引制度や炭素税が企業の事業活動を義務的に制

約する一方で、カーボンクレジットの制度はクレジットを販売する事業者にとっては、自社の事業活動を通じたCO₂の排出量削減効果を証書化して自主的に販売するこ

図2 炭素国境調整メカニズム (CBAM) の概要

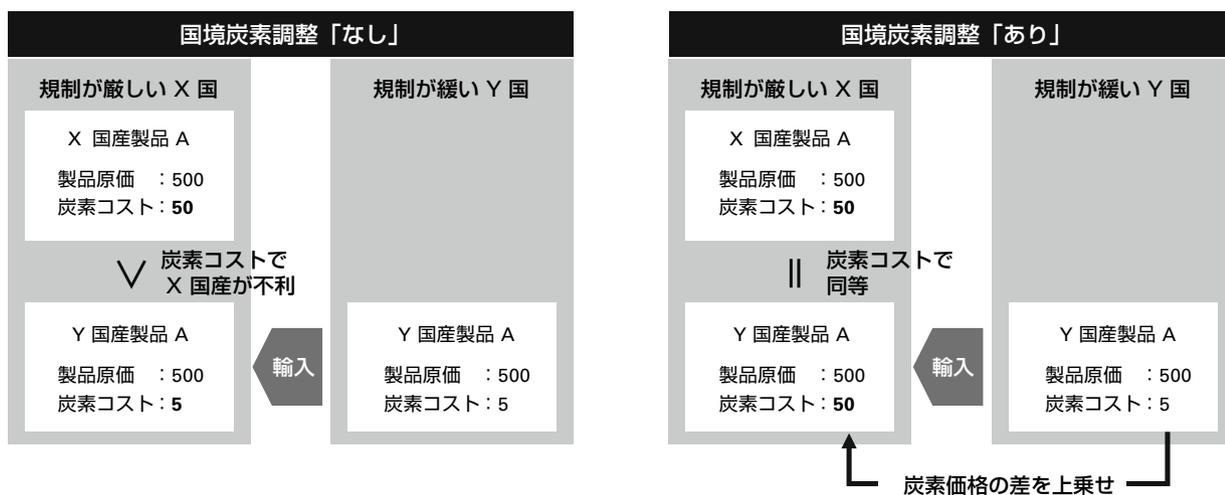
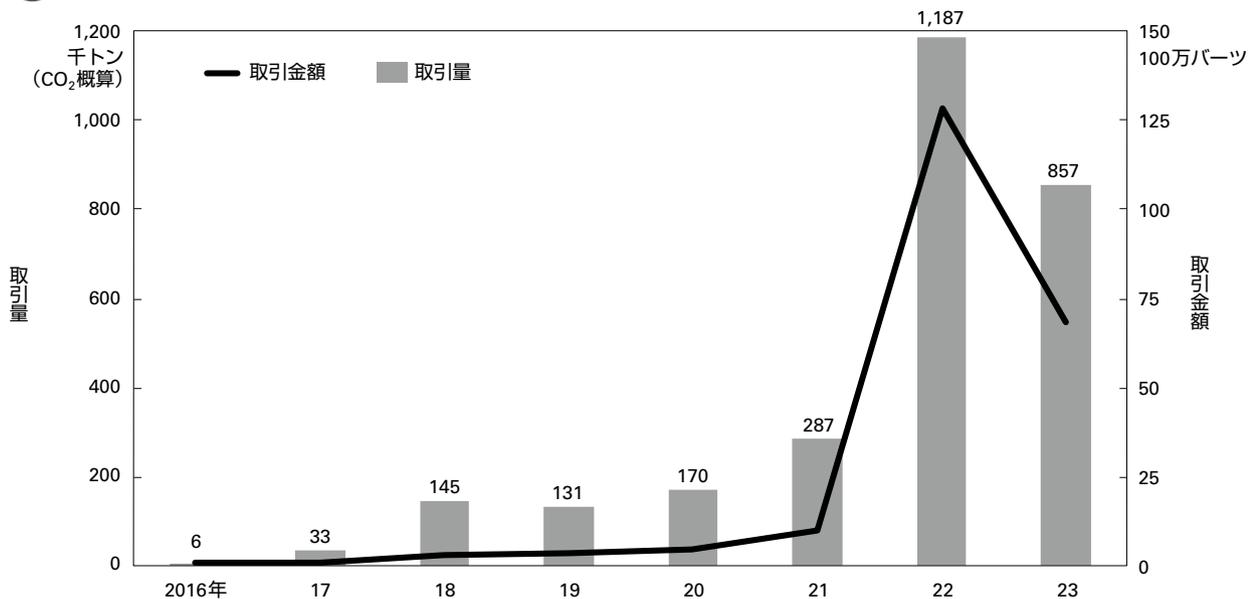


図3 タイにおけるT-VERの取引量と取引金額の推移



出所) TGO Webサイトより作成

とによって新たな利益の源泉にできる。また、購入する事業者にとっても、自社の事業活動において削減できなかった分のCO₂を補うことが可能となり、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを維持できている。

ASEANでも、カーボンクレジットの取引が近年活発化している。たとえばタイでは、国内で削減したGHGをボランティアクレジットとして取引できる「タイ自主的排出量削減プログラム (T-VER)」がタイ温暖化ガス管理機構(TGO)によって運営されている。T-VERは、2016年から取引が開始され、2022年には取引量が前年比約4倍、取引金額では前年比約13倍となっているように、市場が大きく拡大している (図3)。

現地の大手企業も、カーボンクレジットの活用について関心を示している。たとえば、前述のタイ大手財閥系企業のCPグループも、カーボンニュートラルの達成に向けて、カーボンクレジットの活用を重要な手段の一つと位置づけている。同社のサステナビリティレポートでは、サプライチェーン全体にわたる排出量削減に向けた自助努力を補完するための対策として、カーボンクレジットの活用が具体的に言及されている。今後、カーボンニュートラルや脱炭素に関する目標を策定する現地企業が増える中、省エネや再エネの導入

などの削減努力だけでは目標値に届かない場合には、代替的な手段としてカーボンクレジットを利用する動きが拡大していく可能性がある。

上記のとおり、ASEAN各国では排出量取引・炭素税やカーボンクレジットなど、カーボンプライシングに関連する制度の導入が急ピッチで進んでおり、このことが現地企業の事業活動に対しても一定の影響を与えると見込まれる。他方、現地企業が炭素価格の負担を減らすためにCO₂排出量を削減する必要が出るなど、脱炭素のソリューションを有している企業からすると、新たな事業機会が生じることも期待される。

脱炭素につながる幅広いソリューションを有している日系企業においては、ASEAN各国でカーボンプライシングにかかる制度が今後どのように設計され、現地企業がどのような課題感を持っているかをウォッチすることがますます重要となってくるであろう。

小林俊也 (こばやしとしや)
野村総合研究所タイ
Social Innovation Practice,
Sustainability Group Manager